

教育委員会臨時会議事日程

令和3年3月12日（金）午前10時00分

1 一般報告・その他報告事項

2 審議案件

教委第62号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第63号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

教委第64号議案 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

教委第65号議案 教職員の人事について

教委第66号議案 教職員の人事について

教委第67号議案 教職員の人事について

教委第68号議案 職員の人事について

教委第69号議案 横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について

教委第70号議案 教育委員会事務局職員の人事について

3 報告案件

教委報第7号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

4 その他

令和3年3月12日

教育委員会臨時会 一般報告

- 1 市会関係
- 2 市教委関係
 - (1) 主な会議等
 - (2) 報告事項
- 3 その他

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則及び横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

1 改正の趣旨

令和3年度機構改革に伴い、関係規則及び規程を改正します。

2 改正の内容

中学校給食を開始することに伴い、給食を通して小中学校における食育を一層推進するため、組織名称を「健康教育課」から「健康教育・食育課」とします。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則新旧対照表（抜粋）

現行	改正後（案）
<p>（事務局の組織）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次の（総務部、教職員人事部、施設部及び学校教育企画部省略）</p> <p>人権健康教育部</p> <p style="padding-left: 2em;">（人権教育・児童生徒課 省略）</p> <p>健康教育課</p> <p>保健係</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）児童生徒の保健及び安全に関すること。 （2）児童生徒の健康管理に関すること。 （3）学校の環境衛生及び公害に関すること。 （4）学校の衛生器材の整備に関すること。 （5）学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。 （6）横浜市学校保健審議会に関すること。 （7）養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること。 （8）他の係の主管に属しないこと。 <p>給食係</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）学校給食の指導及び給食物資の管理に関すること。 （2）学校給食調理業務に関すること。 （3）給食室の衛生管理に関すること。 	<p>（事務局の組織）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次の（総務部、教職員人事部、施設部及び学校教育企画部省略）</p> <p>人権健康教育部</p> <p style="padding-left: 2em;">（人権教育・児童生徒課 省略）</p> <p>健康教育・食育課</p> <p>保健係</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）児童生徒の保健及び安全に関すること。 （2）児童生徒の健康管理に関すること。 （3）学校の環境衛生及び公害に関すること。 （4）学校の衛生器材の整備に関すること。 （5）学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。 （6）横浜市学校保健審議会に関すること。 （7）養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること。 （8）他の係の主管に属しないこと。 <p>給食係</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）学校給食の指導及び給食物資の管理に関すること。 （2）学校給食調理業務に関すること。 （3）給食室の衛生管理に関すること。

【別記1】

現行

部又は事務所	課又は室	係
(総務部、教職員人事部、施設部、学校教育企画部 省略)		
人権健康教育部	人権教育・児童生徒課	
	健康教育課	保健係 給食係
(東部学校教育事務所、西部学校教育事務所、南部学校教育事務所、北部学校教育事務所 省略)		

改正後(案)

部又は事務所	課又は室	係
(総務部、教職員人事部、施設部、学校教育企画部 省略)		
人権健康教育部	人権教育・児童生徒課	
	健康教育・食育課	保健係 給食係
(東部学校教育事務所、西部学校教育事務所、南部学校教育事務所、北部学校教育事務所 省略)		

横浜市教育委員会事務局等専決規程新旧対照表(抜粋)

現行	改正後(案)
<p>○横浜市教育委員会事務局等専決規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2章 教育次長及び事務局部長の専決 (教育次長専決事項)</p> <p>第3章 事務局課長の専決 (事務局課長共通専決事項)</p> <p>(健康教育課長専決事項)</p> <p>第11条 健康教育課長が専決できる事項は、次のとおりとする。 (第1号省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>○横浜市教育委員会事務局等専決規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>(第1章省略)</p> <p>第2章 教育次長及び事務局部長の専決 (第2章省略)</p> <p>第3章 事務局課長の専決 (第7条から第9条まで省略)</p> <p>(健康教育・食育課長専決事項)</p> <p>第11条 健康教育・食育課長が専決できる事項は、次のとおりとする。 (第1号省略)</p> <p>(以下省略)</p>

3 施行期日

令和3年4月1日

教委第62号議案

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月12日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和3年度の組織機構改革に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

人権健康教育部	健康教育課	保健係 給食係
---------	-------	------------

」

を

「

人権健康教育部	健康教育・食育課	保健係 給食係
---------	----------	------------

」

に改める。

第2条人権健康教育部の款健康教育課の項中「健康教育課」を「健康教育・食育課」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる課若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれこの規則による改正後の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる課若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられたものとする。

部	課	係	部	課	係
人権健康	健康教育	保健係	人権健康	健康教育	保健係

教育部	課	給食係	教育部	・食育課	給食係
-----	---	-----	-----	------	-----

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(事務局の組織)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。</p> <p>(総務部、教職員人事部、施設部及び学校教育企画部 省略)</p> <p>人権健康教育部 (人権教育・児童生徒課 省略)</p> <p>健康教育課</p> <p>保健係</p> <p>(1) 児童生徒の保健及び安全に関すること。 (2) 児童生徒の健康管理に関すること。 (3) 学校の環境衛生及び公害に関すること。 (4) 学校の衛生器材の整備に関すること。 (5) 学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。 (6) 横浜市学校保健審議会に関すること。 (7) 養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること。 (8) 他の係の主管に属しないこと。</p> <p>給食係</p> <p>(1) 学校給食の指導及び給食物資の管理に関すること。</p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。</p> <p>(総務部、教職員人事部、施設部及び学校教育企画部 省略)</p> <p>人権健康教育部 (人権教育・児童生徒課 省略)</p> <p>健康教育・食育課</p> <p>保健係</p> <p>(1) 児童生徒の保健及び安全に関すること。 (2) 児童生徒の健康管理に関すること。 (3) 学校の環境衛生及び公害に関すること。 (4) 学校の衛生器材の整備に関すること。 (5) 学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。 (6) 横浜市学校保健審議会に関すること。 (7) 養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること。 (8) 他の係の主管に属しないこと。</p> <p>給食係</p> <p>(1) 学校給食の指導及び給食物資の管理に関すること。</p>

- (2) 学校給食調理業務に関すること。
- (3) 給食室の衛生管理に関すること。
- (4) 給食備品の整備に関すること。
- (5) 学校における食育に関すること。
- (6) 公益財団法人よこはま学校食育財団に関すること。
- (7) 栄養教諭及び学校栄養職員の専門研修に関すること。

(東部学校教育事務所、西部学校教育事務所、南部学校教育事務所、北部学校教育事務所 省略)

- (2) 学校給食調理業務に関すること。
- (3) 給食室の衛生管理に関すること。
- (4) 給食備品の整備に関すること。
- (5) 学校における食育に関すること。
- (6) 公益財団法人よこはま学校食育財団に関すること。
- (7) 栄養教諭及び学校栄養職員の専門研修に関すること。

(東部学校教育事務所、西部学校教育事務所、南部学校教育事務所、北部学校教育事務所 省略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる課等若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれこの規則による改正後の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる課若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課等に勤務を命ぜられたものとする。

部	課	係	部	課	係
人権健康 教育部	健康教育 課	保健係 給食係	人権健康 教育部	健康教育 ・食育課	保健係 給食係

- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

【別記1】

現行

部又は事務所	課又は室	係
(総務部、教職員人事部、施設部、学校教育企画部 省略)		
人権健康教育部	人権教育・児童生徒課	
	健康教育課	保健係 給食係
(東部学校教育事務所、西部学校教育事務所、南部学校教育事務所、北部学校教育事務所 省略)		

改正後(案)

部又は事務所	課又は室	係
(総務部、教職員人事部、施設部、学校教育企画部 省略)		
人権健康教育部	人権教育・児童生徒課	
	健康教育・食育課	保健係 給食係
(東部学校教育事務所、西部学校教育事務所、南部学校教育事務所、北部学校教育事務所 省略)		

教委第63号議案

横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月12日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和3年度の組織機構改革に伴い、横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会事務局等専決規程（平成3年3月横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

第11条の見出しを「（健康教育・食育課長専決事項）」に改め、同条中「健康教育課長」を「健康教育・食育課長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市教育委員会事務局等専決規程 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(健康教育課長専決事項)</p> <p>第11条 健康教育課長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号 省略)</p>	<p>(健康教育・食育課長専決事項)</p> <p>第11条 <u>健康教育・食育課長</u>が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号 省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この達は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。</u></p>

教委第64号議案

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月12日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

横浜市立図書館のうち、中央図書館を除く図書館に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間及び勤務を要しない日を変更するため、横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和39年8月
横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 渕 信 也

別表2の(2)の表中

調査資料課 及びサービス課	甲	午前8時40分から 午後5時25分まで		4週間を通 じ12日とな るようにあ らかじめ所 属長が定め る日
	乙	午前10時25分から 午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から 午後8時40分まで		
中央図書館 以外の図書 館	甲	午前8時40分から 午後3時55分まで		4週間を通 じ8日とな るようにあ らかじめ所 属長が定め る日
	乙	午前11時55分から 午後7時10分まで		
	丙	午前10時10分から 午後5時25分まで		

を

調査資料課 、サービス 課及び中央 図書館以外 の図書館	甲	午前8時40分から 午後5時25分まで		4週間を通 じ12日とな るようにあ らかじめ所 属長が定め る日
	乙	午前10時25分から 午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から 午後8時40分まで		

に改める。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 新旧対照表

旧					新				
別表2 (2)再任用短時間勤務職員					別表2 (2)再任用短時間勤務職員				
勤務場所	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日	勤務場所	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
企画運営課		午前8時40分から午後5時25分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ所属長が指定する1日	企画運営課		午前8時40分から午後5時25分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ所属長が指定する1日
調査資料課及びサービス課	甲	午前8時40分から午後5時25分まで		4週間を通じ12日となるようにあらかじめ所属長が定める日	調査資料課、サービス課及び中央図書館以外の図書館	甲	午前8時40分から午後5時25分まで		4週間を通じ12日となるようにあらかじめ所属長が定める日
	乙	午前10時25分から午後7時10分まで				乙	午前10時25分から午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から午後8時40分まで				丙	午前11時55分から午後8時40分まで		
中央図書館以外の図書館	甲	午前8時40分から午後3時55分まで		4週間を通じ8日となるようにあらかじめ所属長が定める日		甲	午前8時40分から午後3時55分まで		
	乙	午前11時55分から午後7時10分まで				乙	午前11時55分から午後7時10分まで		
	丙	午前10時10分から午後5時25分まで				丙	午前10時10分から午後5時25分まで		

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

横浜市立図書館のカウンター業務体制の安定化を図るため、規程を改正します。

2 改正の内容

中央図書館以外の図書館に勤務する再任用職員の勤務時間の設定を変更します。

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程新旧対照表（抜粋）

○現行

再任用短時間勤務職員

勤務場所	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
調査資料課及びサービス課	甲	午前8時40分から 午後5時25分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	4週間を通じ12日となるようにあらかじめ所属長が定める日
	乙	午前10時25分から 午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から 午後8時40分まで		
中央図書館以外の図書館	甲	午前8時40分から 午後3時55分まで		4週間を通じ8日となるようにあらかじめ所属長が定める日
	乙	午前11時55分から 午後7時10分まで		
	丙	午前10時10分から 午後5時25分まで		

○改正案

再任用短時間勤務職員

勤務場所	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
調査資料課、サービス課及び図書館	甲	午前8時40分から 午後5時25分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	4週間を通じ12日となるようにあらかじめ所属長が定める日
	乙	午前10時25分から 午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から 午後8時40分まで		

3 施行期日

令和3年4月1日